

第 202400006245 号
防起第 13 号 - 1
発境防第 1012 号
令和 6 年 4 月 5 日

内閣府特命担当大臣（原子力防災）
伊藤 信太郎 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

令和 6 年能登半島地震を受けた「島根地域の緊急時対応」の確認について
(照会)

鳥取県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画が含まれる「島根地域の緊急時対応」は、令和 3 年 9 月 7 日に原子力防災会議において原子力災害対策指針に照らし具体的かつ合理的となっていることが了承されていることから、当県等の避難計画は一定の実効性があると考えています。

一方、原子力規制委員会は令和 6 年能登半島地震を受け、原子力災害対策指針に基づき行われる屋内退避の運用について検討を行うとともに、この地震では放射線防護対策施設等の被災が確認されました。

については、同地震を受け、原子力防災会議で了承されている「島根地域の緊急時対応」について下記事項に対する貴府の見解を求めます。

記

- 1 令和 6 年能登半島地震では道路被災による長期間の孤立、家屋倒壊、放射線防護対策施設の被災等により、屋内退避や避難が困難となる可能性のある状況が発生したが、原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」は同地震を踏まえても、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性は十分に担保されていると考えられるのか。当県の避難計画を改定する必要があるのか。

- 2 屋内退避や避難が困難となった場合における警察、消防、自衛隊等の実動組織による支援体制を含めた国を挙げた万全の措置はどのように行われるのか。
- 3 避難計画の実効性を継続的に向上させるため、当県等が策定している地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対して、どのような継続的支援を行うのか。